

「人を対象とする研究」倫理規準

2011年（平成23年）3月5日施行

（目的）

第1条 この規準は、本学において「人を対象とする研究」を行う際に求められる研究者の倫理規準、行動、手続きに関する事柄を定める。

（研究の基本）

第2条 「人を対象とする研究」を行う研究者は、東京基督教大学研究活動ガイドラインに基づき、生命の尊厳と個人の人権を最優先し、科学的・社会的に妥当な方法・手段で研究活動を遂行しなければならない。

（定義）

第3条 この規準において「個人情報」とは、個人に関する情報のうち、当該情報に含まれる氏名・生年月日、その他により特定の個人を識別することができるものを指し、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。また「情報・データ等」とは、個人の思惟、行動、環境、身体等についての情報またはデータのことをいう。

2 「人を対象とする研究」とは、人を直接の対象とし、個人からその人の個人情報および情報・データ等を収集・採取して行われる研究活動をいう。

3 「研究者」には、本学に所属する教員・研究員・研究科生等、本学で研究活動に従事するすべての者が含まれる。但し、学部生が行う研究活動については、指導教員が本規準に則り、責任をもって指導を行う。

4 「提供者」とは、情報・データ等を提供し研究対象となる者をいう。

（インフォームド・コンセント）

第4条 研究者は、情報・データ等の収集・採取に際して、研究の目的・計画・責任の所在、情報・データ等の取扱い、成果の発表方法、その他必要な事項について、提供者に事前に分かりやすく説明し、同意を得なければならない。また、提供者から得た情報・データ等を目的以外の用途に使用してはならない。

2 前項において、提供者が障がいをもつ等、本人の同意確認が困難な場合は、保護者・後見人など社会的に提供者の代理人として認められる人物の承諾を得なければならない。また提供者が18歳未満の場合は、法定代理人の同意を得なければならない。

3 情報・データ等の収集・採取に際して、身体的・精神的な負担が予測される場合、事前に予測される状況を、提供者に分かりやすく説明しなければならない。

4 研究者は提供者に、同意を撤回して協力を中止する権利、および情報・データ等の開示を求める権利があることを周知しなければならない。

5 提供者が本人の情報・データ等の開示を求めた場合、研究者はすみやかに当該情報を開示しなければならない。

6 提供者が同意を撤回した場合、研究者は、収集・採取した当該情報・データ等を破棄しなければならない。

7 前項までの同意は、文書その他の適切な方法をもって行い、同意に関する資料は最低

5年保管するものとする。

- 8 事前説明をすることで提供者の反応が変化することが予想される等の場合、倫理委員会の承認を経てインフォームド・コンセントを簡略化もしくは免除することができる。しかしこの場合、調査終了後速やかに提供者に研究の目的を説明し、同意を得なければならない。

(第三者への委託)

第5条 研究者が情報・データ等の収集・採取を第三者に委託して行う場合は、第三者とこの規準の趣旨に則った契約を結ばなければならない。

- 2 提供者から求めがあるなど必要な場合、研究者は直接、研究目的等を提供者に説明しなければならない。

(授業等における収集・採取)

第6条 研究者が、授業・演習・実技・実験・実習等、教育実施の過程で受講者から情報・データ等の提供を求める場合は、あらかじめ受講者の同意を得なければならない。

- 2 前項において、個人情報や情報・データ等の提供の有無によって、受講者の成績評価等に不利益をもたらしてはならない。

(謝礼の提供)

第7条 提供者に謝礼として金品を提供する場合は、社会通念上妥当な範囲で行い、その受け払いについて適切な管理を行わなければならない。

(研究計画・公表等の審査)

第8条 人を対象とする研究およびその成果の公表を行う研究者は、所定の手続きにより東京基督教大学研究倫理委員会の審査を受けなければならない。

- 2 審査の手続きについては別にこれを定める。

(改廃)

第9条 この規準の改廃は、研究支援センターの提案に基づき、教授会の議を経て学長が行う。

附則 [2011年(平成23年)3月4日制定]

この規準は、2011年(平成23年)3月5日から施行する。

附則 [2015年(平成27年)3月6日改正]

この規準は、2015年(平成27年)3月6日から施行する。

附則 [2018年(平成30年)10月30日改正]

この規準は、2018年(平成30年)10月30日から施行する。